# 終に役立つ NEWS LETTER

2023

クロウド社会保険労務士事務所

TEL: 084-983-1198 e-mail: info@kuroudo-sr.com

Vol. 77

- ゆんたくひんたく
- 令和 5 年度 地域別最低賃金 正式決定
- 牛成 AI サービスの利用に注意喚起
- 3 令和6年度の厚労省予算の概算要求 重点事項など
- 労働関係指標

発行元:クロウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

### ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

10月からスタートする「年収の壁対策」のパッケージ概要が判明したので、緊急でお知らせいたします(9月25日時点の情報)。

そもそも年収の壁とは、パートが税や社会保険料がかかり始める「年収の壁」を超えないように就業調整(動く時間を抑える)する社会問題のことです。

年収り壁は会社規模によって異なり、根れ次のとおりです。

- 従業員100人以下の企業 ① 103万円の壁 → 税の負担、配偶者に支給される家族手当の維持要件の場合あり ② 130万円の壁 → 社会保険料の負担(社会保険の扶養がらかれる)
- 従業員101人以上の企業 ①103万円の壁 ②106万円の壁(\*130万円の壁と同じ)

上記で年収の壁」に対し、政府は最低賃金が大幅に引き上げられる10月のタイミングから、パートの手取り収入が減ることを防ぐこと、働く時間を延長しやすくすることを狙って、次の対策を講じることを発表しました。

- 1. 103万円n壁対策
  - →見直しのチリ頂などを示した資料を作成、公表する。
- 2.130万円の壁対策 → 就労する会社の証明で、連続2年までは扶養が維持されるようにする。
- 3.106万円の壁対策
  - → キャリアアップ・助成金に新しいコースを創設。 ※社会保険適用促進手当などを支給した会社に対し、/人当たり最大50万円 →社会保険適用促進手当の社会保険料の計算から除外する(最大2年間)

私の感想は、「統の103万円の壁」の手前で倒く100トへの効果は薄く、あくまでも現在103万円を超えて1動く100トの「社会保険の扶養から引かたくない」「社会保険に加入したくない」という声に限定した対策のように感じています。 しかし、人手不足に悩む会社にといては、今から年末にかけての人手確保の選択肢が増えますから、会社の手間は増えることになりますが、素直に歓迎できそうです。

重要改正

#### 令和5年度の地域別最低賃金一すべての都道府県で正式決定!

令和5年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申などを経てすべての都道府 県から正式決定の公示がありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

#### 

は改定あり(すべての都道府県で改定)

| 都道府県名 | 最低賃金  | 時間額【円】<br>前年度 | 発効年月日       | 都道府県名   | 最低賃金時 | 制額【円】<br>前年度 | 発効年月日       |
|-------|-------|---------------|-------------|---------|-------|--------------|-------------|
| 北海道   | 960   | ( 920)        | 令和5年 10 月1日 | 滋 賀     | 967   | ( 927)       | 令和5年 10 月1日 |
| 青 森   | 898   | ( 853)        | 令和5年 10 月7日 | 京 都     | 1,008 | ( 968)       | 令和5年 10 月6日 |
| 岩 手   | 893   | ( 854)        | 令和5年 10 月4日 | 大 阪     | 1,064 | (1,023)      | 令和5年 10 月1日 |
| 宮 城   | 923   | ( 883)        | 令和5年 10 月1日 | 兵 庫     | 1,001 | ( 960)       | 令和5年 10 月1日 |
| 秋 田   | 897   | (853)         | 令和5年 10 月1日 | 奈 良     | 936   | (896)        | 令和5年 10月1日  |
| 山形    | 900   | ( 854)        | 令和5年 10月14日 | 和歌山     | 929   | ( 889)       | 令和5年 10月1日  |
| 福島    | 900   | ( 858)        | 令和5年 10 月1日 | 鳥 取     | 900   | ( 854)       | 令和5年 10 月5日 |
| 茨 城   | 953   | ( 911)        | 令和5年 10 月1日 | 島 根     | 904   | ( 857)       | 令和5年 10 月6日 |
| 栃 木   | 954   | ( 913)        | 令和5年 10 月1日 | 岡山      | 932   | ( 892)       | 令和5年 10月1日  |
| 群 馬   | 935   | (895)         | 令和5年 10 月5日 | 広 島     | 970   | ( 930)       | 令和5年 10 月1日 |
| 埼 玉   | 1,028 | ( 987)        | 令和5年 10 月1日 | 山口      | 928   | (888)        | 令和5年 10月1日  |
| 千 葉   | 1,026 | ( 984)        | 令和5年 10 月1日 | 徳 島     | 896   | (855)        | 令和5年 10 月1日 |
| 東 京   | 1,113 | (1,072)       | 令和5年 10 月1日 | 香川      | 918   | ( 878)       | 令和5年 10月1日  |
| 神奈川   | 1,112 | (1,071)       | 令和5年 10 月1日 | 愛 媛     | 897   | (853)        | 令和5年 10 月6日 |
| 新 潟   | 931   | ( 890)        | 令和5年 10 月1日 | 高 知     | 897   | ( 853)       | 令和5年 10 月8日 |
| 富山    | 948   | ( 908)        | 令和5年 10 月1日 | 福 岡     | 941   | ( 900)       | 令和5年 10 月6日 |
| 石 川   | 933   | ( 891)        | 令和5年 10 月8日 | 佐 賀     | 900   | ( 853)       | 令和5年 10月14日 |
| 福井    | 931   | ( 888 )       | 令和5年 10 月1日 | 長 崎     | 898   | ( 853)       | 令和5年 10月13日 |
| 山 梨   | 938   | ( 898)        | 令和5年 10 月1日 | 熊 本     | 898   | (853)        | 令和5年 10 月8日 |
| 長 野   | 948   | ( 908)        | 令和5年 10 月1日 | 大 分     | 899   | ( 854)       | 令和5年 10 月6日 |
| 岐 阜   | 950   | ( 910)        | 令和5年 10 月1日 | 宮崎      | 897   | ( 853)       | 令和5年 10 月6日 |
| 静 岡   | 984   | ( 944)        | 令和5年 10 月1日 | 鹿児島     | 897   | ( 853)       | 令和5年 10 月6日 |
| 愛 知   | 1,027 | ( 986)        | 令和5年 10 月1日 | 沖 縄     | 896   | ( 853)       | 令和5年 10 月8日 |
| 三重    | 973   | ( 933)        | 令和5年 10 月1日 | 全国加重平均額 | 1,004 | (961)        |             |

★ 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。改定後の地域別最低賃金の額を必ず確認するようにしましょう。

要確認

#### 令和6年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」など

毎年8月31日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。令和6年度(2024年度)の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

#### 

- ●一般会計総額は「33 兆 7,275 億円」となっています(過去最大)。
- ●今回の概算要求では、次の3点を柱とし、重点的な要求を行うこととされています。
- ・今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築
- ・構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
- ・包摂社会の実現



●このうち、企業実務に特に関連があるのは、『**労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進**』といえます。主な項目には、 次のようなものがあります(抜粋)。

〕は令和5年度当初予算額

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 →677 億円〔625 億円〕
- リ・スキリングによる能力向上支援 →1,468 億円〔1,379 億円〕
- 個々の企業の実態に応じた職務給の導入 →0.6 億円〔一〕
- 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 →619 億円〔614 億円〕
- フリーランスの就業環境の整備 →6.2 億円〔3.8 億円〕
- 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 →147 億円〔141 億円〕
- ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 →144億円〔122億円〕
- 仕事と育児・介護の両立支援 →200 億円〔162 億円〕
- 多様な人材の就労・社会参加の促進 →955 億円〔945 億円〕
- 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援 →801 億円〔738 億円〕

★やはり、最近話題の政策には、多くの予算が要求されていますね。要求どおりに予算が成立するのか? 具体的にはど のような施策となるのか?など動向をチェックしておくとよいでしょう。



#### 生成 AI サービスの利用 個人情報取扱事業者などに注意喚起(個人情報保護委員会)

現在、生成 AI サービスが普及し、利用者が急増しています。このサービスは、誰でも手軽に使うことがで き、様々な情報を入手できるようになる一方で、気付かないうちに個人情報保護法に違反してしまう可能性があります。 そこで、個人情報保護委員会から、個人情報取扱事業者と行政機関等に向けて、次のような注意喚起がありました。

#### 

入力する情報が、生成AIサービスの提供者においてAIの学習デー タとして利用されることが予定されている場合には、利用者(個人 情報取扱事業者及び行政機関等)には以下の規律が課されます。こ のため、利用規約を確認するなどした上でサービスを利用するよう にしてください。

#### ○個人情報取扱事業者(個人情報データベース等を事業の用に供し ている者) に対する規律

個人データを第三者に提供する場合は、原則として、あらかじめ 本人の同意を得なければなりません(個人情報保護法第27条、第 28条)。

#### ○行政機関等に対する規律

保有個人情報を利用、提供する場合は、原則として、特定された 利用目的のために利用、提供しなければなりません(個人情報保護 法第69条)。

★ 生成 AI サービスの利用者が 入力した情報について、生成 AI サービスの提供者が自らの AI の 精度向上等のために学習データ として利用することとしている 場合に、利用者が個人データもし くは保有個人情報を入力すると、 利用者から提供者に対し、個人デ ータもしくは保有個人情報を提 供したことになります。

生成 AI のサービスやアプリを 利用する場合、当たり前のことか もしれませんが、入力する内容に は注意するようにしましょう。

お仕事 カレンダー 10月

10/10 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2024年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- ▶ 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月~9月分の労災事故について)
- ) 労働保険料の納付(延納2期分)



## 労働関係指標

| 労働関係指標(2023年7月)   |     |                 |                            |     |                 |  |  |  |  |  |
|-------------------|-----|-----------------|----------------------------|-----|-----------------|--|--|--|--|--|
| . I . A at alled  | 全国  | 2. 70%          |                            | 全国  | 1.29倍           |  |  |  |  |  |
| 完全失業率             |     | (前月比+0.2 ポイント)  | 有効求人倍率                     |     | (前月差―0.01 ポイント) |  |  |  |  |  |
| (季節調整値※2 <b>)</b> | 広島県 | <b>2.</b> 20%%1 | <b>(季節調整値</b> ※2)          | 広島県 | 1.53倍           |  |  |  |  |  |
|                   |     | (前年同期と同率)       |                            |     | (前月差-0.03 ポイント) |  |  |  |  |  |
|                   | 全国  | 6,745万人         | <b>定期給与</b> ※3             | 全国  | 380, 656 円      |  |  |  |  |  |
| 就業者数              | 広島県 | (前月差-10万人)      |                            | 広島県 | (前年同月比+1.3%)    |  |  |  |  |  |
| (季節調整値※2)         |     | 145万8千人※1       | 現金給与総額 <b>※</b> 4<br>(現数値) |     | 392, 670 円      |  |  |  |  |  |
|                   |     | (前年同期比+3千人)     | (ジルダ人) 旦ノ                  |     | (前年同月比一7.1%)    |  |  |  |  |  |

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2023年4月~6月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値:前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

※3 定期給与: あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額:「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

#### ● 2023 年 7 月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2023 (令和5年) 年8月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.64倍で、前年同月比は同水準。
  - ・月間有効求人数は12,525人で、前年同月比は同水準。
  - ・月間有効求職者数は7,639人で、前年同月比0.3%増加。
- 新規求人倍率は3倍で、前年同月比0.72ポイント低下。
  - ・新規求人数は3,911人で、前年同月比17.0%減少。
  - ・新規求職申込件数は、1,302人で、前年同月比2.8%増加。
- 就職件数は348人で、前年同月比11.5 %減少。

